

会第4号

滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例および滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成28年3月18日

提 出 者

佐	藤	健	司
海	東	英	和
中	村	才	次郎
細	江	正	人
川	島	隆	二

滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例および滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第3項および第14項ならびに別表第1第2項第3号ア(7)ただし書中「、2人」を「2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下」に改める。

別表第2第3項第3号中「同号オ(7)」を「「2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下」とあるのは「、2人」と、同号オ(7)」に改める。

別表第4中「別表第1第2項第3号オ(7)」を「別表第1第2項第3号ア(7)ただし書中「2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下」とあるのは「、2人」と、同号オ(7)」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第2項および第15項ならびに別表第1第2項第2号ア(7)中「、2人」を「2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下」に改める。

別表第2第3項第3号中「同項第2号ア(イ)中「すること」とあるのは「すること。ただし、(7)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」を「同項第2号ア(7)ただし書中「2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下」とあるのは「、2人」に改める。

付 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
本則 省略	本則 省略
付 則	付 則
1 および2 省略	1 および2 省略
3 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）に対する別表第1第2項第3号（別表第3第1項第3号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、別表第1第2項第3号ア(ア)中「1人とすること。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は、2人	3 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）に対する別表第1第2項第3号（別表第3第1項第3号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、別表第1第2項第3号ア(ア)中「1人とすること。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人
_____とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同号ア(ウ)中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。	_____とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同号ア(ウ)中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
4～13 省略	4～13 省略
14 この条例の施行の日前から存する特別養護老人ホーム（同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）に対する別表第1第2項第3号（別表第3第1項第3号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、別表第1第2項第3号ア(ア)中「1人とすること。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は、2人	14 この条例の施行の日前から存する特別養護老人ホーム（同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）に対する別表第1第2項第3号（別表第3第1項第3号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、別表第1第2項第3号ア(ア)中「1人とすること。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下
とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とすること」とする。	とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とすること」とする。
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準	特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準
1 省略	1 省略

2 構造および設備

(1)および(2) 省略

(3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 定員は、1人とすること。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は、2人

とすることができる。

(イ)以下 省略

別表第2（第3条関係）

ユニット型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 構造および設備

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備については、別表第1第2項第1号、第3号（イ、キおよびケを除く。）から第7号までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号ア（ア）ただし書中「の処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、

同号オ（ア）中「のある階ごとに居室に近接して」とあるのは「ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を」と、同号コ（ア）中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる」と、同号コ（イ）中「廊下」とあるのは「廊下、共同生活室」と、同号コ（オ）中「居室、静養室、浴室、食堂および機能訓練室（以下「居室、静養室等」とあるのは「ユニットおよび浴室（以下「ユニット等」と、同項第4号ただし書中「の処遇」とあるのは「へのサービスの

2 構造および設備

(1)および(2) 省略

(3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 定員は、1人とすること。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下とすることができる。

(イ)以下 省略

別表第2（第3条関係）

ユニット型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 構造および設備

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備については、別表第1第2項第1号、第3号（イ、キおよびケを除く。）から第7号までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号ア（ア）ただし書中「の処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、「2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下」とあるのは「2人」と、同号オ（ア）中「のある階ごとに居室に近接して」とあるのは「ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を」と、同号コ（ア）中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる」と、同号コ（イ）中「廊下」とあるのは「廊下、共同生活室」と、同号コ（オ）中「居室、静養室、浴室、食堂および機能訓練室（以下「居室、静養室等」とあるのは「ユニットおよび浴室（以下「ユニット等」と、同項第4号ただし書中「の処遇」とあるのは「へのサービスの

提供」と、同項第5号中「居室、静養室等」とあるのは「ユニット等」と、同項第6号イ(ア)中「第12項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第12項第1号」と、同号イ(イ)中「第12項第4号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第12項第4号」と、「同項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第12項第1号」と読み替えるものとする。	提供」と、同項第5号中「居室、静養室等」とあるのは「ユニット等」と、同項第6号イ(ア)中「第12項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第12項第1号」と、同号イ(イ)中「第12項第4号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第12項第4号」と、「同項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第12項第1号」と読み替えるものとする。
4以下 省略	4以下 省略
別表第4（第3条関係）	別表第4（第3条関係）
ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準 別表第1第2項第1号および第3号（イ、キおよびケを除く。）から第7号まで、第3項から第5項（第2号アおよびウを除く。）まで、第6項（第1号および第2号を除く。）、第8項（第2号を除く。）から第17項まで、別表第2第1項から第3項（第3号を除く。）まで、第4項（第4号を除く。）、第5項第1号、第6項（第4号を除く。）、第7項および第8項第1号ならびに別表第3第1項（第3号を除く。）、第2項（第4号を除く。）および第3項（第4号を除く。）の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、別表第1第2項第3号	ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準 別表第1第2項第1号および第3号（イ、キおよびケを除く。）から第7号まで、第3項から第5項（第2号アおよびウを除く。）まで、第6項（第1号および第2号を除く。）、第8項（第2号を除く。）から第17項まで、別表第2第1項から第3項（第3号を除く。）まで、第4項（第4号を除く。）、第5項第1号、第6項（第4号を除く。）、第7項および第8項第1号ならびに別表第3第1項（第3号を除く。）、第2項（第4号を除く。）および第3項（第4号を除く。）の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と、別表第1第2項第3号ア(ア)ただし書中「2人と、市町長の意見を勘案し知事
オ(ア)	が必要と認める場合は2人以上4人以下」とあるのは「2人」と、同号オ(ア)
中「のある階ごとに居室に近接して」とあるのは「ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を」と、同号コ(ア)中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすることができる」と、同号コ(イ)中「廊下」とあるのは「廊下、共同生活室」と、同号コ(オ)中「居室、静養室、浴室、食堂および機能訓練室（以下「居室、静養室等」とあるのは「ユニットおよび浴室（以下「ユニット等」と、同項第5号中「居室、静養室等」とあるのは「ユニッ	中「のある階ごとに居室に近接して」とあるのは「ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を」と、同号コ(ア)中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすることができる」と、同号コ(イ)中「廊下」とあるのは「廊下、共同生活室」と、同号コ(オ)中「居室、静養室、浴室、食堂および機能訓練室（以下「居室、静養室等」とあるのは「ユニットおよび浴室（以下「ユニット等」と、同項第5号中「居室、静養室等」とあるのは「ユニッ

ト等」と、同項第6号イ(ア)中「第12項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第12項第1号」と、同号イ(イ)中「第12項第4号」とあるのは「別表第4において準用する第12項第4号」と、「同項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第12項第1号」と、同表第3項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、同表第4項第1号中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第2号中「入所しよう」とあるのは「入居しよう」と、「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第3号中「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第5号中「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項中「処遇計画」とあるのは「サービス提供計画」と、同号エ中「職員は、懇切丁寧を旨とし」とあるのは「職員は」と、「処遇上必要な事項」とあるのは「サービスの提供方法等」と、同表第6項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「施設長は」とあるのは「施設長は、排せつの自立を図りつつ」と、同表第8項第6号中「入所する」とあるのは「入居する」と、同表第9項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第10項第1号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同表第13項第2号ア中「処遇計画」とあるのは「サービス提供計画」と、同号イ中「処遇」とあるのは「提供したサービス」と、同号ウ中「第5項第2号カ」とあるのは「別表第4において準用する第5項第2号カ」と、同号エ中「第15項第3号」とあるのは「別表第4において準用する第15項第3号」と、同号オ中「第16項第2号」とあるのは「別表第4において準用する第16項第2号」と、同表第16項第1号および第3号ならびに第17項第2号中「行った処遇」とあるのは「提供したサービス」と読み替えるものとする。	ト等」と、同項第6号イ(ア)中「第12項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第12項第1号」と、同号イ(イ)中「第12項第4号」とあるのは「別表第4において準用する第12項第4号」と、「同項第1号」とあるのは「別表第4において準用する第12項第1号」と、同表第3項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、同表第4項第1号中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第2号中「入所しよう」とあるのは「入居しよう」と、「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第3号中「入所予定者」とあるのは「入居予定者」と、同項第5号中「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項中「処遇計画」とあるのは「サービス提供計画」と、同号エ中「職員は、懇切丁寧を旨とし」とあるのは「職員は」と、「処遇上必要な事項」とあるのは「サービスの提供方法等」と、同表第6項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「施設長は」とあるのは「施設長は、排せつの自立を図りつつ」と、同表第8項第6号中「入所する」とあるのは「入居する」と、同表第9項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第10項第1号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同表第13項第2号ア中「処遇計画」とあるのは「サービス提供計画」と、同号イ中「処遇」とあるのは「提供したサービス」と、同号ウ中「第5項第2号カ」とあるのは「別表第4において準用する第5項第2号カ」と、同号エ中「第15項第3号」とあるのは「別表第4において準用する第15項第3号」と、同号オ中「第16項第2号」とあるのは「別表第4において準用する第16項第2号」と、同表第16項第1号および第3号ならびに第17項第2号中「行った処遇」とあるのは「提供したサービス」と読み替えるものとする。
--	--

滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
本則 省略 付 則 1 省略 2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）に対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号ア（ア）中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同号ア（イ）中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。 3～14 省略 15 この条例の施行の日前に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けた介護老人福祉施設（同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）に対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号ア（ア）中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。 別表第1（第4条関係） 指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 省略 2 設備	本則 省略 付 則 1 省略 2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）に対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号ア（ア）中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人と、<u>市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下とすることができる</u>」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同号ア（イ）中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。 3～14 省略 15 この条例の施行の日前に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けた介護老人福祉施設（同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）に対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号ア（ア）中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人と、<u>市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下とすることができる</u>」とあるのは、「4人以下とすること」とする。 別表第1（第4条関係） 指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 省略 2 設備

(1) 省略

(2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人

とすることがで

きる。

(イ)以下 省略

別表第2（第4条関係）

ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 設備

(1) および(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、別表第1第2項第2号（イおよびキを除く。）および第3号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第2号ア（イ）中「すること」とあるのは「すること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」と、同号エ（ア）中「のある階ごとに」とあるのは「ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を」と、同号ク中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる」と、同項第3号ただし書中「の処遇」とあるのは「への指定介護福祉施設サービスの提供」と読み替えるものとする。

4以下 省略

(1) 省略

(2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下とすることができる。

(イ)以下 省略

別表第2（第4条関係）

ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 設備

(1) および(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、別表第1第2項第2号（イおよびキを除く。）および第3号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第2号ア（ア）ただし書中「2人と、市町長の意見を勘案し知事が必要と認める場合は2人以上4人以下」とあるのは「、2人」と、同号エ（ア）中「のある階ごとに」とあるのは「ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を」と、同号ク中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる」と、同項第3号ただし書中「の処遇」とあるのは「への指定介護福祉施設サービスの提供」と読み替えるものとする。

4以下 省略